

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 長尾

(電話) 06-6949-6446

令和8年2月25日

一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー事業）の経営許可
にかかると処分について

一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー事業）の経営許可にかかると処分
について、別紙のとおり公表します。

配布先

陸運記者会

(ハイタク部会)

近畿運輸局自動車交通部
 担当:旅客第二課
 電話:06(6949)6446

個人タクシー事業の経営許可にかかる処分について

令和8年2月25日
 近畿運輸局自動車交通部

管内各地区からの申請について、下記のとおり処分しましたのでお知らせします。

記

1.処理件数等

受付期間 経営許可令和7年9月1日～令和7年9月30日
 申請件数 70件、審査件数 59件、許可件数 59件

2.許可件数等

経営許可	申請	審査済	許可	率(%)	60～ 64歳	50～ 59歳	40～ 49歳	35～ 39歳	35歳 未満	最高 年齢者	最低 年齢者
大阪市域交通圏	29	26	26	89.7%	11	11	4	0	0	/	/
北摂交通圏	0	0	0	-	0	0	0	0	0		
京都市域交通圏	20	18	18	90.0%	4	7	6	1	0		
神戸市域交通圏	17	12	12	70.6%	2	6	3	1	0		
姫路・西播磨交通圏	1	1	1	100.0%	1	0	0	0	0		
奈良市域交通圏	0	0	0	-	0	0	0	0	0		
大津市域交通圏	2	1	1	50.0%	1	0	0	0	0		
和歌山市域交通圏	1	1	1	100.0%	1	0	0	0	0		
合計	70	59	59	84.3%	20	24	13	2	0	64歳	36歳